助金」に改め、表中

経済産業局長、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（第十一号及び第二十号に掲げる事務については、中部経済産業局長）	自家発電設備導入緊急対策費補助金

を削り、表の委任した予算科目名の欄中

「電源立地等推進対策補助金（原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金（東日本大震災復興推進事業費補助金（対日直接投資・外資系企業誘致プロモーション事業及び八戸地域医療機器産業集積可能性調査事業に限る。）を「電源立地等推進対策補助金（原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費に限る。）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、平成二十四年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務に対する平成十四年経済産業省告示第二百六十八号の規定の適用については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第百三十八号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第三条の六第二号（同規則第九条の三の二及び第七十七条において準用する場合を含む。）、第四条の二第二項、第九条の三の二において準用する第三条の六第四号及び第五号、第九条の七の四において準用する第四条の九第二号、第四号及び第五号、第二十七条の二、第五十七条第一号、第三号及び第六号、第七十七条において準用する第三条の六第四号及び第五号、第八十四条の四において準用する第四条の九第二号、第四号及び第五号、第百四十八条第三項並びに別表第六備考2の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第六備考2の国土交通大臣が別に定める基準を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月二十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第六備考2の国土交通大臣が別に定める基準を定める告示等の一部を改正する告示

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第六備考2の国土交通大臣が別に定める基準を定める告示の一部改正）

第一条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第六備考2の国土交通大臣が別に定める基準を定める告示（平成六年運輸省告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

表練習船の設備の項中欄中「第六号及び第七号」を「第四号及び第六号」に改め、同欄中第七号を次のように改める。

七　衛星航法装置

表練習船の設備の項下欄中各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、複数の練習船に乗り組んで実習を行う場合にあっては、第五号の設備については、いずれかの練習船に備えられていること。

表練習船の設備の項下欄第五号中「油水分離器」を「油水分離装置」に改め、同表実習科目の項三級海技士（航海）試験の場合の欄第二項第四号中「びょう泊」を「錨泊」に改め、同欄第二項第九号中「国際海事機関の商船捜索救助便覧」を「国際航空海上捜索救助マニュアル」に改め、同欄中第二項第十一号を次のように改める。

十一　リーダーシップと管理技能

リーダーシップ並びに安全航行のための乗組員の管理及び訓練

表実習科目の項船橋当直三級海技士（航海）試験の場合の欄第一項第三号中「、改補」を削り、同欄第二項第四号中「びょう泊」を「錨泊」に改め、同欄第二項第八号中「国際海事機関の商船捜索救助便覧」を「国際航空海上捜索救助マニュアル」に改め、同欄中第二項に次の一号を加える。

十　リーダーシップとチームワーク技能

リーダーシップ及び安全航行のための乗組員の訓練

表実習科目の項三級海技士（機関）試験及び内燃機関三級海技士（機関）試験の場合の欄中第二項第五号を次のように改める。

五　リーダーシップと管理技能

リーダーシップ並びに安全航行のための乗組員の管理及び訓練

表実習科目の項機関当直三級海技士（機関）試験の場合の欄中第二項に次の一号を加える。

五　リーダーシップとチームワーク技能

リーダーシップ及び安全航行のための乗組員の訓練

（乗船履歴に係る職務の内容の記録に関する告示の一部改正）

第二条　乗船履歴に係る職務の内容の記録に関する告示（平成十一年運輸省告示第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一項の表第一号下欄に次のように加える。

カ　船位通報制度

ヨ　リーダーシップ及びチームワーク技能（六級海技士（航海）を除く。）

第一項の表第二号を次のように改める。

二　海技士（機関）	イ　出力装置 ロ　プロペラ装置 ハ　補機 ニ　電気工学、電子工学及び電気設備 ホ　自動制御装置 ヘ　甲板機械 ト　燃料及び潤滑剤の特性 チ　当直、保安及び機関一般 リ　船舶による環境の汚染の防止 ヌ　船内作業の安全 ル　リーダーシップ及びチームワーク技能

（ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部改正）

第三条　ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示（平成十五年国土交通省告示第六百六十号）の一部を次のように改正する。

本則中「及び第３項」を「、第３項及び第４項」に改める。

海技免許申請書（第2号様式）の項⑨の号ロ中「又は一等航海士」を「若しくは一等航海士又は機関長若しくは一等機関士」に、「特例」を「３年以上・特例」に、「海技士（航海）にあっては「３年以上」のチェック欄に、海技士（機関）にあっては「２年以上」を「３年以上・特例」に改める。

履歴限定解除（変更）申請書（第3号様式）の項及び登録事項（海技免状）訂正申請書（第5号様式）の項⑷の号中「履歴限定解除（変更）申請書」を「海技免許限定解除（変更）申請書」に改める。

海技免状更新申請書（第6号様式）の項⑴の号中「海技免状の有効期間の」を「同時に有効期間の更新の申請をする場合（」に、「又は更新期間前に海技免状の」を「又は更新期間前に」に、「場合は「２」を「場合に限る。）は「２」に改め、同項⑵の号中「履歴限定解除（変更）申請書」を「海技免許限定解除（変更）申請書」に改める。